

(別添1)

平成23年8月25日

各都道府県多重債務者相談担当部局長

各都道府県商工担当部局長

殿

多重債務者対策本部

日本弁護士連合会

日本司法書士会連合会

日本司法支援センター

「多重債務者相談強化キャンペーン2011」に関する協力について（依頼）

平成19年4月、深刻化する多重債務問題を抜本的に解決するため、内閣に設置された多重債務者対策本部において「多重債務問題改善プログラム」が決定され、直ちに取り組みべき網羅的な施策がとりまとめられました。全国の自治体における相談窓口の整備については、本「プログラム」に基づき、平成19年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」（平成19年12月10日～16日実施）、平成20年度～22年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」（平成20年9月1日～12月31日、平成21年9月1日～12月31日実施、平成22年9月1日～12月31日実施）等を経て、着実に取り組みが進められているところです。

昨年6月18日には、貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生を抑制すべく、改正貸金業法が完全施行されました。完全施行後1年を経過した状況を踏まえると、当初懸念されていたような深刻な状況にはなっておらず、制度につき直ちに見直すべき点はないと考えられるところですが、一方で、多重債務者は一定数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があるところです。

このため、本年度も引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン2011」を、別添の通り実施することとし、特に、事業者向けの相談の実施、相談窓口における家計相談への対応、借金に係る相談とセーフティネット制度等の相談のワンストップ相談、ヤミ金やクレジットカードのショッピング枠の現金化、金貨金融等の利用防止に係る周知・広報を行うことといたしました。

この「多重債務者相談強化キャンペーン2011」は、多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センターの連名で都道府県、中小企業団体（注）に呼びかけ、平成23年9月1日～12月31日までのキャンペーン期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会及び中小企業団体（注）が共同で消費者及び事業者向けの無料相談会を行うものです。

関係団体の皆様方におかれましては、キャンペーンの実施にあたり、趣旨をご理解賜り、是非、積極的なご協力をよろしくお願い申し上げます。

注）中小企業団体とは、全国の商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会。

本件に関する問い合わせ先

金融庁総務企画局信用制度参事官室

岩谷、小堀

TEL : 03-3506-7040

FAX : 03-3505-6236